

青少年奉仕委員会アワー

●RI 第 2680 地区 危機管理委員会 委員長 黒田建一様
「ロータリーにおける危機管理について」



危機管理は様々な分野で問題とされており、今更何かをお伝えすることも多くはないのかもしれませんが、ロータリーはロータリー独自の危機管理体制を持っており、その観点からお話を致します。

RI は今世紀に入って特にこの問題に力点を置く様になり、ロータリーの法律とも言えるロータリー章典は 2002 年以降、大幅な改正が加えられ、常時その変化を追う必要があるといっても過言ではない状態となっています。

今回は、その内でも RI が当初から重要視をして来た青少年に対する虐待、ハラスメントの点を中心としてお話することになります。

青少年活動について、RI はロータリー章典だけでなくこれをまとめた「青少年保護の手引」という冊子も作成しており、非常に重要視していることが窺えます。

しかし、ハラスメントは単に青少年に対してだけではなく、あらゆる年齢層の人に向けられ深刻な問題となっており、国レベルでも様々な政策がとられる様になっていることは周知のところですが、ロータリーにおいても全く同様であります。コロナ禍によって「伝染病」という危機を体験し、ロータリアンの犯罪など以前であれば考えられない様な問題も発生する様になりました。

ただ、危機管理に関わる者として、先に青少年活動に対する危機管理の問題について検討する機会を与えられたことにより、それ以外の問題についてもそれなりの対応をすることができたものと判断しております。

RI は青少年ハラスメントの問題だけではなく、成人のハラスメント、DEI、新しい行動規範などによってロータリアンの倫理的姿勢の向上を図ることを提案していますが、青少年の虐待、ハラスメントを出発点として、RI の現在の危機管理とその延長上にある問題点を概説してみたいと思います。



(以下、パワーポイント抜粋)

<p>3. RI細則・章典による ロータリークラブ等の終結</p> <p>(1) RI細則3.020.理事会によるクラブ等の懲戒、加盟停止、または終結</p> <p>ア RI細則3.020.1.加盟停止または終結 RI理事会は同項(a)~(d)に定める理由による加盟停止、終結することができる</p> <p>(b) TRF資金管理方針違反 (c) 青少年保護規定違反</p> <p>イ RI細則3.020.3.機能の喪失による終結 「RI理事会は機能を停止し、または例会を定期的に行わず、その他の機能を遂行できなくなったクラブ」を終結することができる</p>	<p>ウ RI細則3.020.5. RI理事会によるしかるべき理由による懲戒、加盟停止、または終結 ※聴聞の機会を与えることが必要</p> <p>(2) 章典による終結</p> <p>ア 章典2.120.2-a 虐待およびハラスメントの防止と報告手続</p> <p>イ 章典26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境</p>
<p>(2) 「虐待およびハラスメントの防止と報告手続」 章典2.120.2. (Jan 2020)</p> <p>1. 「RIは、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針(ゼロ容認方針)を有する。」</p> <p>2. ガバナーエレクトの青少年保護に関する研修義務(ガバナー就任以前)</p> <p>3. 地区の青少年保護方法の立案と実施義務</p> <p>4. 72時間ルール</p> <p>5. 申立についてゼロ容認方針に則り、法執行機関に報告する義務(must)</p> <p>6. 性的虐待、ハラスメント申立があった場合、第三者による徹底した調査を行う義務がある(must)</p> <p>7. 被疑者となったロータリー青少年プログラム関与の成人は問題解決迄青少年との接触は禁止(must)</p>	<p>8. ①容疑を認め、あるいは有罪とされ、あるいは被疑事実に関与したと認められる全てのロータリアンについて、クラブはその会員の身分を終結させなければならない(must)</p> <p>②容疑を認め、あるいは有罪とされ、あるいは被疑事実に関与したと認められる非ロータリアンについては、ロータリーが関与することを禁じられる</p> <p>③クラブは性的虐待、ハラスメントに関わった者を会員として認めるべきではない(may not)</p> <p>④RI理事会は、クラブが故意に会員の身分終結措置をしなかった場合、当該会員の身分終結をする措置と併せて、方針の順守を怠ったことを理由として、クラブの加盟を終結する措置を講じる</p>
<p>5 「会合、行事または活動におけるハラスメントのない環境」章典26.120. (Dec. 2019, Jan. 2020)</p> <p>(1) 意義</p> <ul style="list-style-type: none">旧2.120. (2017年6月理事会決定)を削除し、第2章「ロータリークラブ」から第4章「管理運営」へ移動ハラスメントを含む不適切な行動が生じた場合の、クラブ、地区、ゾーン、RI理事会の義務とペナルティーを規定被害者の対象は青少年に限られないクラブレベルでの危機管理体制確立が必要	<p>(2) 「ハラスメント」の定義</p> <p>ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性(年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認)に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。</p>
<p>(4) ハラスメントの場合の対応</p> <p>ア 申立があった場合</p> <p>① 青少年の場合</p> <ul style="list-style-type: none">a 章典2.120.2. (虐待およびハラスメントの防止と報告手続)による 特に72時間ルールに注意b 青少年の年齢は定められていないc 申立の内容が不明確な場合は判断を慎重に	<p>② 青少年以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none">a 章典26.120. (会合、行事または活動におけるハラスメントのない環境)によるb 72時間ルールはないが申し立てに対する判断は1ヶ月以内c 申立者の納得が行かない場合の措置に注意d 対象者は、会員、プログラム参加者だけでなく、事務職員なども含まれることを念頭に置く
<p>〈成人ハラスメントの問題を報告する〉</p> <p>現在、ロータリーは、ロータリー章典に従い、会合、行事、活動においてロータリアン等がかかわるハラスメントの問題を報告するために以下の方針を定めている</p> <p>(a) ロータリーはいかなる形のハラスメントもない環境を維持することに力を注いでいるーハラスメント定義 章典26.120.</p>	<p>成人にかかわる(involve)ハラスメントの申立の通知を受けたとき、あるいはハラスメントを受けたと感じたとき(you feel)の報告先</p> <ul style="list-style-type: none">①身の安全を脅かされたと感じた場合ー警察②クラブ役員(会長、幹事)地区リーダー(ガバナー、エレクト)、ゾーンリーダー(RI理事)③RIのクラブ地区支援室(cds@rotary.org)④青少年(young people)のハラスメント、虐待の申立は72時間以内にRIへ報告しなければならない(youthprotection@rotary.org)